

# 7月から福祉医療制度が変わります

## 15歳までの入院医療費の一部負担金を無料に

養父市では、福祉の増進を図るため、老人、重度（精神）障害者、乳幼児等、母子（父子）家庭などに対して、医療費の一部を助成しています。平成24年7月1日から、子育て世帯の医療費負担の軽減を図るため、従来一部負担金が必要であった7歳から15歳（中学校3年生）までの入院医療費の一部負担金を無料とする制度拡充を計ることとしました。制度の概略と拡充する内容につきましては、以下のとおりです。

### 乳幼児等医療費助成制度・こども医療費助成制度

■対象年齢 0～15歳児（中学校修了まで）

0歳～6歳（小学校入学まで）は外来診療、入院とも保険診療にかかる医療費については自己負担なし。小学校1年生～3年生の外来は、保険診療にかかる医療費について、その自己負担額の一部を助成。小学校4年生～6年生は、外来診療の保険診療にかかる医療費の2割を自己負担額の3分の1を助成します。

### 重度（精神）障害者医療費助成制度

中学生については、外来診療の助成は現在のところありません。（受給者証の交付もありませんので、ご注意ください。）

重度（精神）障害者で、疾病（精神障害の方は、本来疾患以外）または負傷に対し、医療保険による給付が行われ、他の公費負担医療が受けられない場合、その自己負担額の一部を助成します。

### 母子家庭等医療費助成制度

母子家庭等で、18歳（高校修了年度）までの子または20歳未満で高校などに在学中の子。その子を監護する母または父が対象となります。疾病または負傷に対し、医療保険による給付が行なわれ、他の公費負担医療が受けられない場合、その自己負担額の一部を助成します。

※老人医療費助成制度および高齢重度障害者医療費助成制度については変更はありません。

### （各制度共通）

平成24年7月から、小学校1年生から中学校3年生の対象者の入院時には、保険診療にかかる医療費の自己負担分について全額助成します。ただし、乳幼児等医療費助成制度以外の助成については、一旦医療機関窓口で自己負担額を支払っていた

### ◎ご注意ください◎

- 受給者証は、兵庫県内の保険医療機関等においてのみ有効です。
- 診療を受けるときは、お持ちの健康保険証と一緒に受給者証を提示してください。
- 保険外診療分、他の公費負担医療等を受けられる場合、日本スポーツセンター法の災害給付金の給付を受けられる場合は、助成対象外になります。

■助成対象となる方には6月下旬に受給者証を発送

平成24年7月から利用できる受給者証については、平成24年度の所得状況などを確認し、助成対象となる方に対して6月下旬に送付します。

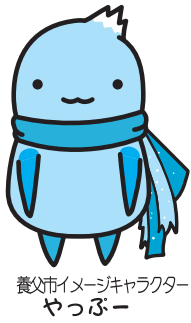
いただいた後、市役所窓口で自己負担額の返還手続きをお願いします。

# 福祉医療の所得判定方法が一部変更になります

平成24年7月1日から、福祉医療（乳幼児等医療、子ども医療、重度障害者医療、高齢重度障害者医療）の所得判定方法を、世帯の市町村民税所得割額（合計額）による判定に変更します。

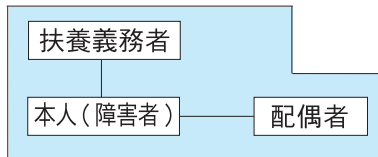
現行では、世帯のうち市町村民税所得割額最上位の方の当該税額が23.5万円未満である場合に助成対象としていますが、世帯の税額の合計額が多い世帯が認定される一方、合計額が少ない世帯が認定されないといった逆転現象が生じています。こうした問題を解消し、通常生計は世帯単位で営まれることを踏まえ、より公平な所得判定を行うために、判定方法を変更するものです。

このため、これまで助成対象であった方であっても、平成24年7月以降、助成対象外となる場合がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。



## 重度（高齢重度）障害者医療 所得確認対象者

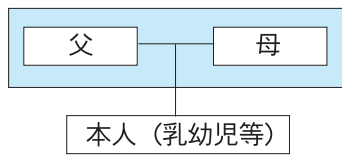
○所得確認対象者の範囲



※本人（障害者）の生計を維持する配偶者、扶養義務者

## 乳幼児等（子ども）医療 所得確認対象者

○所得確認対象者の範囲



※本人（乳幼児等）の生計を維持する父母等（父母が無収入等の場合は、本人の生計を維持する祖父母等扶養義務者）

## （例）変更後の違い（乳幼児等（子ども）医療の場合）

			(現行)	(変更後)
(例1)	父の税額	: 23万円	23万円で判定 →助成対象	23万円で判定 →助成対象
	母の税額	: 0円	合計 23万円	
(例2)	父の税額	: 25万円	25万円で判定 →助成対象外	25万円で判定 →助成対象外
	母の税額	: 0円	合計 25万円	
(例3)	父の税額	: 23万円	23万円で判定 →助成対象	43万円で判定 →助成対象外
	母の税額	: 20万円	合計 43万円	

〈参考〉市町村民税所得割額 23.5万円の世帯の収入の目安（給与収入世帯モデル 父、母、子（8歳））  
 ・父のみ収入あり…約730万円 ・父母とも収入あり…約810万円  
 （注）この収入未満であっても、助成対象とならない場合があります。

## 大屋診療所 診療時間が変わりました

大屋診療所に黒田達実医師が着任され、診療時間が変更しました。

診療日	診療時間
月曜日	午前 9:00～11:30
火曜日	午後 2:30～4:30
水曜日	午前 9:00～11:30
木曜日	午前 10:00～11:30
	午後 2:30～4:30
金曜日	午前 9:00～11:30

【お問い合わせ】  
健康福祉部 保険医療課  
079-662-3165

なお、平成22年度税制改正により、扶養控除が一部廃止されたため、平成24年度分以降の市町村民税所得割額が増える世帯もありますが、福祉医療の所得判定にあたっては、国の制度（自立支援医療制度）に準拠し、所得割額の増額は考慮しないよう対応することとしています。

福祉医療制度については、他の福祉施策と同様に社会的公平を図る観点から、兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱等に基づき所得制限を設けています。